

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H31. 12. 27	H31. 1. 10	・平成30年12月7日付主税局総務部收受文書「要求書」 ・平成30年12月10日付主税局税制部、課税部、資産税部、徴収部收受文書「要求書」	65	1					1									(条例7条2号) 肩書、氏名、高等学校の名称、住所及び電話番号は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	主税局総務部総務課
3	H30. 11. 22	H31. 1. 21	平成30年10月12日公告の売却区分番号第K0218号に関する不動産鑑定評価書（重複部分、図面・写真は不要）	160	1					1	1	1			1				(条例7条2号) 所在等の物件に関する情報の一部は、財産の状況に関する情報であり、公にすることにより、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるものであるため。また、対象不動産の所在の特定につながる財産の状況に関する情報であり、公にすることにより、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるものであるため。 (条例7条3号) 所在等の物件に関する情報の一部は、当該財産の所有者が法人又は事業を営む個人である場合、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (条例7条4号) 署名、押印を公にすることは、印影の偽造等により、不動産鑑定業者等の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。また、建物の間取等を公にすることは、家屋の構造が明らかにされることにより、住居侵入等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあり、当該建物の所有者等が犯罪の被害者となり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 (条例7条6号) 不動産鑑定評価にあたり収集した物件に関する情報は、当事者にとっては通常他人に知られたくない情報であり、公にすることで、情報提供者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくおそれがあるなど、行政運営に支障を及ぼすおそれがあるため。	主税局徴収部機動整理課
2	H31. 1. 9	H31. 1. 23	履歴カード			1				1									(条例7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	主税局総務部職員課
4	H31. 1. 22	H31. 1. 25	「東京都港都税事務所外2所（30）照明設備改修工事」 金額入り内訳設計書一式	24	1															主税局総務部経理課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。